

## 公益財団法人 県立浦和高等学校同窓会奨学財団職員給与規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団（以下「財団」という。）に常時勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給 与)

第2条 この規程に定める給与とは、給料、調整手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当をいう。

### (給 料)

第3条 給料は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

2 職員で嘱託の職にあるもの又は臨時、若しくは非常勤の者の給与については、理事長は、他の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内において日額又は月額をもって手当を支給することができる。

### (昇給)

第4条 昇給は、勤務成績その他が良好な職員について、毎年1月1日をもって行うものとする。ただし、管理費の縮小その他やむ得ない事由がある場合は、行わないことがある。

2 顕著な功績が認められた職員については、前項の規定にかかわらず昇給を行うことがある。

3 昇給額は、職員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

### (給料の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給の日として定める日（以下「支給定日」という。）は、毎月20日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じたものには、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときはその日の分まで、死亡したときはその日の属する月の分まで給料を支給する。

4 前2項の規程により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

5 職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給料を減額して支給する。

### (給料の支払いと控除)

第6条 給料は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により給料を支払う。

- 3 次に掲げるものは、給料から控除する。
- (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(休職者の給与)

第7条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、公益財団法人県立浦和高等学校同窓会奨学財団就業規程（以下「就業規程」という。）第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が、結核性疾患にかかり就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が、前2項以外の心身の故障により就業規程第17条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が、就業規程第17条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、調整手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(調整手当)

第8条 職員には、月額の調整手当を支給する。

- 2 前項の規定により支給される調整手当の額は、給料、扶養手当を加えたものに100分の5を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、事務局長の地位にある職員（以下「指定管理職員」という。）に対し給料月額の100分の10を支給する。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（職員が業務上の事由又は通勤により負傷若しくは疾病により勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給することができない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害のある者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2

号から5号までの扶養親族（次条において「配偶者以外の扶養親族」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項及び次条第3項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合と除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員になった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じる場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規程による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合においては、これら事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている

職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員になった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき自動車等の使用距離が片道3キロメートル未満である職員にあっては2,000円、他の職員にあっては2,000円に自動車等の使用距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルを加えるごとにガソリンの小売価格を基礎として理事長が定める額を加算した額
  - (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 前項第1号に規定する、運賃等の額に相当する額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法より算出するものとする。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
- 5 通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、通勤の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その

日の属する月) から行うものとする。

- 6 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月) から支給を改定する。前項ただし書きの規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 7 第1項に規定する職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として理事長が定める期間(自動車に係る通勤手当にあっては、1か月)をいう。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら住居するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
  - (2) 自ら所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
    - (1) 前項第1号に掲げる職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じて、当該ア又はイに掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
      - ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
      - イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
    - (2) 前項第2号に掲げる職員 4,500円

(時間外勤務手当)

第14条 就業規程第26条第1項の規定により、正規の時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。)における勤務
- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

(休日勤務手当)

第15条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時

間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間につき、第 17 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は支給されない。

3 前 2 項の休日とは、就業規程第 27 条に規定する職員の休日をいう。

(管理職員特別勤務手当)

第 16 条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他業務の必要により休日に勤務した場合（職員の休日に代わる代休日に正規の勤務時間の全部を勤務した場合）、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において、理事長が定める額とする。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 17 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから理事長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 前項の理事長が定める時間は、1 月 1 日から 1 月 31 日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び 1 月 2 日から 3 日並びに 1 月 29 日から 31 日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間を乗じて得た時間とする。

(期末手当)

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 140 、1 月に支給する場合においては 100 分の 160 を乗じて得た額に、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表 1 に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

(勤勉手当)

第 19 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれの基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別表 2 に定める割合を乗じて得た額とする。3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 勤勉手当の成績率は、理事長が定めるものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関する必要な事項は理事長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年6月17日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成25年11月16日から施行する。